

# 経営発展支援事業

## 1. 事業概要

新規就農者の就農後の経営発展のため、機械・施設等の導入を支援

- ・対象者：49歳以下でR4年度またはR5年度から独立・自営就農する認定新規就農者
- ・対象経費：機械、施設、家畜導入、果樹・茶の新改植、機械等リース料等
- ・補助率：3/4（国1/2、県1/4）等
- ・国補助対象事業費上限：1,000万円（経営開始資金交付対象者は500万円）

## 2. 県上乗せ補助

国補助対象事業費上限1,000万円（経営開始資金交付対象者は500万円）を超える部分で、県単事業（自営就農開始支援事業、ハウス等整備事業）の対象となるものについては、県補助率1/3（全体事業費上限3,000万円）を上乗せ

※ハウス等整備事業の対象となるものについては、市町村からの1/3の助成を受ける場合に限る。

例）経営開始資金交付対象者（国補助対象事業費上限500万円）が3,000万円のハウス（ハウス等整備事業対象）を整備した場合

国補助金：5,000千円×1/2=2,500千円

県補助金：5,000千円×1/4=1,250千円（国補助対象部分）

25,000千円×1/3=8,333千円（県上乗せ部分）

市町村補助金：25,000千円×1/3=8,333千円

補助金計：20,416千円

## 3. 留意点

- ・農業用ハウスやその付帯設備を整備する場合は、ハウス内環境をモニタリングする設備の設置が必須（県独自要件）。
- ・国際水準GAP（美味しまねゴールド等）の1年以内の取得が必須（県独自要件）。
- ・交付対象者の採択はポイント順（国共通ポイント+県加算ポイント）。

※ 要件等の詳細は、国のホームページをご覧ください。